○内閣府告示第三百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道勇払郡安平町

二　構造改革特別区域の名称　安平町臨時職員の任用期間延長による子育て環境の充実特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道勇払郡安平町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第三百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県及び宮城県

二　構造改革特別区域の名称　いわて・みやぎ自動車輸送特区

三　構造改革特別区域の範囲　盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市及び奥州市並びに岩手県紫波郡紫波町及び矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町並びに気仙郡住田町並びに仙台市、多賀城市、栗原市及び大崎市並びに宮城県宮城郡利府町並びに黒川郡大和町、富谷町及び大衡村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（一二二三）

○内閣府告示第三百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大館市

二　構造改革特別区域の名称　大館どぶろく地域活性化特区

三　構造改革特別区域の範囲　大館市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県最上郡大蔵村

二　構造改革特別区域の名称　大蔵トマト　リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　山形県最上郡大蔵村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

二　構造改革特別区域の名称　埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区

三　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（九三八）

○内閣府告示第三百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

二　構造改革特別区域の名称　よこはま若者サポートステーションにおけるハローワークインターネットサービス求人情報を利用した職業紹介特区

三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ法人による職業紹介に対する支援事業（九三七）

○内閣府告示第三百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊那市

二　構造改革特別区域の名称　まほらいな有害鳥獣被害防止特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊那市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第三百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県

二　構造改革特別区域の名称　自動車輸送効率化特区

三　構造改革特別区域の範囲　静岡県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（一二二三）

○内閣府告示第三百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

二　構造改革特別区域の名称　あいち自動車輸送効率化特区

三　構造改革特別区域の範囲　名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、東海市、大府市、知立市、高浜市、豊明市及び田原市並びに愛知県額田郡幸田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（一二二三）

○内閣府告示第三百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　泉佐野市

二　構造改革特別区域の名称　すくすく・すこやか泉佐野給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　泉佐野市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県世羅郡世羅町

二　構造改革特別区域の名称　備後国大田庄　果実酒・どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県世羅郡世羅町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県熊毛郡田布施町

二　構造改革特別区域の名称　古代の歴史ロマン薫る米どころ田布施どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　山口県熊毛郡田布施町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県

二　構造改革特別区域の名称　自動車輸送効率化特区

三　構造改革特別区域の範囲　北九州市、福岡市、直方市、古賀市、福津市及び宮若市並びに福岡県糟屋郡新宮町、久山町及び粕屋町、鞍手郡鞍手町並びに京都郡苅田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（一二二三）

○内閣府告示第三百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奄美市

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島奄美市ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　奄美市の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡大和村

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島大和村ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡大和村の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡宇検村

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島宇検村ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡宇検村の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡瀬戸内町

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島瀬戸内町ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡龍郷町

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島龍郷町ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡龍郷町の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）